

蕨市国民健康保険条例の一部を改正する条例

蕨市国民健康保険条例（昭和34年蕨市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。